

「下水道事業と消費税」

都留市 産業・建設部

水資源活用課 重森 雅貴

消費税は原則として、商品の生産から流通、小売りまで、あらゆる段階の取引に課税される付加価値税です。そして、下水道事業を実施する市町村などに対しては4つの特例が設けられています。(①事業単位の特例②資産の譲渡等の時期に関する特例③仕入税額控除についての特例④申告義務の特例)このうち③については、特定収入と起債や繰入金等の不課税収入のうち特定収入以外のものに用途が特定されるものの仕訳が特に重要です。

また、消費税を算定するうえで、一番誤りやすいのは「特定収入」に係る仕入控除税額の算定であると考えられます。特定収入とは、特別会計などの収入のうち、資産の譲渡などの対価以外の収入をいい、補助金などの収入が特定収入に該当します。地方公共団体は、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、対価性のない収入を恒常的な財源としています。そこで、地方公共団体については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、特定収入により賄われる課税仕入などの税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされています。

平成12年に九州のある県内の市町村において、下水道事業に取り組む自治体に適用される消費税の還付制度をしらなかつたため、数千万円の還付金を受け取れずにいたことが明らかになりました。その後、このような市町村が九州のみならず、中国地方、中部地方などにおいても明らかになりました。また、「特定収入」にかかる仕入税額控除を誤って申告し、還付金を多く受け取りすぎていたとして、過少申告加算と延滞税を合わせ1億円を超える追徴を受ける都市も出てきました。さらにこのような市町村がその後も続出し、確認されただけでも100を超える市町村において、消費税に関する問題が生じるところとなりました。

このような市町村の中には、町長自らが減給したり、担当者が懲戒処分を受けたり、住民監査請求が起きている都市もあります。地方公務員がまじめに業務に取り組んで懲戒を受けるというのは、非常に不幸な出来事です。とはいえ、市町村の職員が「消費税制度をよく知らなかつた」では済まされません。地方分権で市町村の担う役割は重くなっており、職員の力量はますます高い水準が求められています。下水道事業に携わる職員もまた、適正な消費税事務を執行する能力が求められているのです。

「下水道経営セミナーに参加して」

都留市 産業・建設部
水資源活用課 渡邊 貴幸

私は、日本下水道事業団地方研修に2日間参加し、研修の内容は、1日目に消費税、2日目に滞納対策について勉強してきました。

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、地方公共団体も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかし、地方公共団体の事業活動は公共性が強いものであることから、消費税法上特例が設けられています。会計単位による納税義務の特例や資産の譲渡等の時期の特例等があるが、特有であるのが、仕入れ控除額の計算の特例です。地方公共団体は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、補助金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にあります。そこで、地方公共団体については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入により賄われる課税仕入等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしています。

また、全国的に消費税の仕組みをよく理解せずに還付金を見逃す等の誤りが増えています。税務署の指示通り手続きをしていたが、修正申告を求められた事例もある。このような状況をふまえ、事務担当者は消費税法の理解、適切な税額計算をする必要があります。

受益者負担金や下水道使用料の支払いについて、未納・滞納が増加して多くの市町村がその対応に苦慮しています。その状況として、下水道事業に対する無理解や賦課に対する不満などの理由から徴収ができなくなり、未収のまま時間が経過し、徴収権が時効により消滅してしまう事例が発生しています。また、担当者の未納債権に対する認識の甘さや滞納整理に関する知識の不足等があり、実効性のある滞納対策がとられることなく、不納欠損として処分される場合があります。このように、滞納整理が行われることなく不納欠損されることを防ぐためにも、受益者負担金や下水道使用料の性格を理解したうえで、適正な滞納整理が必要になってきます。

最後になりましたが、お世話になりました加藤先生をはじめ、日本下水道事業団研修センターのスタッフの皆様、本当にありがとうございました。